

## 学生インターンシップ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、専門学校等の学生（以下「学生」という。）が、在学中に本町の事業所で行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）について、インターンシップ期間中に町内の宿を利用した場合に限り、予算の範囲内において学生インターンシップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、和泊町補助金等交付規則（平成22年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校に在籍する者
- (2) インターンシップ 学生が町内で実施する就業体験
- (3) 町内の宿 町内のビジネスホテル、民宿、民泊事業所、ゲストハウス及びペンション

### (補助事業対象者等)

第3条 補助金交付の対象となる補助対象者、補助金額は次のとおりとする。

補助対象者	補助金額
教育機関が本町内でインターンシップを行うことを認めた学生	旅費 1人当たり1万円を限度とする。
	宿泊費 1人1泊当たり2,000円を限度とし、かつ10泊を限度とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から当該交付決定日の属する年度の3月31日までの間とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 学生インターンシップ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) インターンシップ実施計画書（第2号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定通知及び交付の条件）

第6条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を申請者に交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、学生インターンシップ支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

（実績報告）

第7条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、インターンシップ事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 学生インターンシップ支援事業補助金実績報告書（第4号様式）

(2) 事業の内容を明らかにする書類（アンケート調査票等）

(3) 旅費及び宿泊費に係る経費を明らかにする書類（搭乗・乗船証明及び宿泊費領収証等）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学生インターンシップ支援事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第9条 補助金の確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、学生インターンシップ支援事業補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定通知の取消し又は補助金の返還）

第10条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合には決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
  - (2) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。
  - (3) 決定通知の内容又はその他、町長の指示に違反したとき。
  - (4) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所

申請者 印

学生インターンシップ支援事業補助金交付申請書

学生インターンシップ支援事業補助金の交付を受けたいので、学生インターンシップ支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) インターンシップ実施計画書（第2号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

教育機関名  
住所  
署名（教員） 印  
連絡先

インターンシップ実施計画書

学生インターンシップ支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により申請します。

記

1 対象とする学生

学部 学科	氏名	連絡先	実施期間	和泊町までの 移動経路	宿泊先 (予定)	傷害保険及び 損害賠償保険 の加入状況

2 受入事業所:

3 対象とする学生を推薦する理由

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

和泊町長 印

学生インターンシップ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学生インターンシップ支援事業補助金については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付決定に付する条件

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所

申請者

印

学生インターンシップ支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、学生インターンシップ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した額 金 円
- 2 インターンシップ実施期間  
年 月 日から 年 月 日まで（泊 日）
- 3 添付書類
  - (1) 事業の内容を明らかにする書類（アンケート調査票等）
  - (2) 旅費及び宿泊費に係る経費を明らかにする書類（搭乗・乗船証明及び宿泊費領収証等）
  - (3) その他町長が必要と認める書類

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

和泊町長 印

学生インターンシップ支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった上記事業補助金については、下記のとおり確定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 内訳

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

和泊町長 殿

住 所  
申請者 印

学生インターンシップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく学生インターンシップ支援事業補助金を交付くださるよう学生インターンシップ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関・支店名		
振込口座	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	